

## 指定介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム双葉苑 利用料金表

1. 介護福祉施設サービス費

指定介護老人福祉施設 介護報酬告示額

介護度	介護サービス費Ⅱ	日常生活継続支援加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-ロ	看護体制加算Ⅱ-ロ	夜勤職員配置加算Ⅰ-ロ	個別機能訓練加算Ⅰ	合計 単位数(単位)	1日あたり負担額(円)		
								1割	2割	3割
要介護1	573	36	4	8	13	12	646	646	1,292	1,938
要介護2	641						714	714	1,428	2,142
要介護3	712						785	785	1,570	2,355
要介護4	780						853	853	1,706	2,559
要介護5	847						920	920	1,840	2,760

\* 日常生活継続支援加算に代わりサービス提供体制加算Ⅰイ(18単位/日)が加算されることがあります。

☆上記料金の他に月ごとに全ての方に加算されます。

加算名	加算要件	単位数(単位)	負担額(円)		
			1割	2割	3割
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	ADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、提出しフィードバックを受け、ケアの質の向上に取り組む	50単位 /月	50	100	150
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	口腔ケア・マネジメントに係る計画書が作成され、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアに係る技術的助言及び指導が年2回以上行われている場合	90単位 /月	90	180	270
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	訪問リハ事業所等のリハビリテーション専門職と連携して個別機能訓練の計画・見直し・評価を行った場合	100単位 /月	100	200	300
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施している場合	1月の介護サービス総単位数に8.3%を乗じた単位数			
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施している場合	1月の介護サービス総単位数に2.7%を乗じた単位数			

☆以下の加算については対象の方のみです。

加算名	加算要件	単位数(単位)	負担額(円)		
			1割	2割	3割
初期加算	入所日から30日間、または1月を越える入院後の再入所の場合	30単位 /日	30	60	90
安全対策体制加算	特養における安全対策が適切に行われている場合	20単位 /入所時1回	20	40	60
外泊時費用	入院及び外泊の場合、1月に6日を限度として基本の介護サービス費に代えて算定	246単位 /日	246	492	738
在宅サービスを利用した時の費用	外泊時に在宅サービスを行った場合	560単位 /日	560	1,120	1,680
配置医師緊急時対応加算	早朝・夜間・深夜に配置医師等が連携し、緊急時に対応した場合	650単位 /回 (早朝・夜間)	650	1,300	1,950
		1,300単位 /回 (深夜)	1,300	2,600	3,900
若年性認知症入所者受入加算	若年認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に入所者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う場合	120単位 /日	120	240	360
療養食加算	主治医の食事箋により療養食が提供された場合	6単位 /回	6	12	18
退所前訪問相談援助加算	入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立ってその居宅を訪問し、退所後の居宅サービス等について退所前に相談・援助を行った場合(入所中原則1回限度として算定)	460単位 /回	460	920	1,380
退所後訪問相談援助加算	入所者の退所後30日以内に居宅を訪問し入所者・家族等に相談・援助を行った場合(退所後1回限度として算定)	460単位 /回	460	920	1,380
退所時相談援助加算	入所期間が1月を超える利用者の退所後の相談・援助を行い、かつ市町村及び老人介護支援センター(地域包括支援センター)に対して情報を提供した場合(1回限度として算定)	400単位 /回	400	800	1,200
退所前連携加算	入所期間が1月を超える入所者の退所前に事前に居宅介護支援事業所に情報を提供し、居宅サービス等の調整を行った場合(1回を限度として算定)	500単位 /回	500	1,000	1,500
看取り介護加算(Ⅱ)	・医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合 ・医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した入所者の介護に係る計画について、医師等のうちその内容に応じた適当な者から説明を受け、当該計画について同意している場合(その家族等が説明を受けた上で、同意している場合を含む) ・看取りに関する指針に基づき、入所者の状態又は家族の求め等に応じ随時、医師等の相互の連携の下、介護記録等入所者に関する記録を活用し行われる介護についての説明を受け、同意した上で介護を受けている場合(家族等が説明を受け、同意した上で介護を受けている場合) ・配置医師緊急時対応加算の要件に該当している場合	72単位 /日 死亡日以前31日以上45日以下	72	144	216
		144単位 /日 死亡日以前4日以上30日以下	144	288	432
		780単位 /日 死亡日前日及び前々日	780	1,560	2,340
		1,580単位 /日 死亡日	1,580	3,160	4,740

別表

2. 食費・居住費

区分	食費	居住費/多床室	1日あたり負担額 合計
基準費用額 第4段階	1,445円	855円	2,300円
第1段階	300円	0円	300円
第2段階	390円	370円	760円
第3段階①	650円	370円	1020円
第3段階②	1,360円	370円	1,730円

- \* 介護保険負担限度額認定証の発行を受け、提示された方は、認定証に記載された食費・居住費の金額の負担になります。
- \* 入院・外泊時に居室を確保しておく場合にも料金をいただきます。減免対象者(第1～3段階)の方は外泊時費用算定時は負担限度額の居住費をそれ以外の期間は855円/日の負担になります。
- \* 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、入所者負担額を変更いたします。

3. 特別なサービスの費用

☆以下の別途料金については対象の方のみです。

■ 理容・美容代

外部より理容・美容師を派遣した場合

1,500 / 回

■ 金銭管理手数料

金銭管理を施設に依頼された場合

1,500 / 月